

## 令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項の主な改訂点

新潟県教育庁高等学校教育課

### 全般的な改訂点

- 1 「自己申告書」を導入することとし、提出することができる者、提出の手続等を規定した。

(補足)

- (1) 「自己申告書」とは

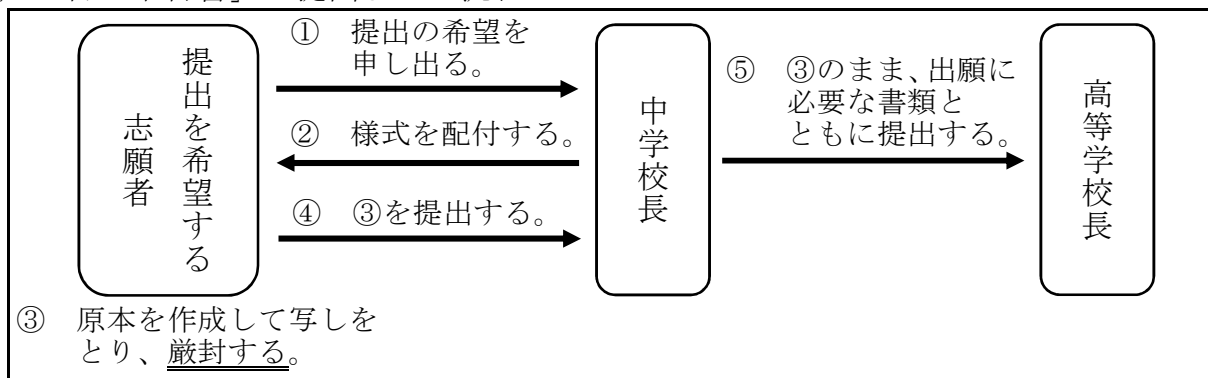
- ・ 中学校において不登校経験等のある志願者のうちで、希望する者が、欠席が多い理由、志望の動機、高校生活への抱負などを、直接、高等学校に伝えるためのもの。
- ・ 入学者の選抜において、「自己申告書」の記載内容によって志願者に不利が生じることはない。

- (2) 「自己申告書」を提出することができる者

次のいずれかに該当する志願者のうち、提出を希望する者とする。

- ・ 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」が30日以上のある者
- ・ 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」と「教育支援センター（フリースクールを含む）への通所等により出席扱いとなっている日数」の合計が30日以上のある者

- (3) 「自己申告書」の提出までの流れ



### 事務日程の改訂点

- 2 「令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜事務日程」について、「特色化選抜における欠席理由書締切」及び「欠員補充のための2次募集における欠席理由書締切」を追加した。

### 基本方針の改訂点

- 3 p. 1 I 基本方針「第2 求める生徒像」を、「第2 アドミッション・ポリシー」に変更し、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
第2 <u>アドミッション・ポリシー</u> <u>各学校のアドミッション・ポリシー</u> <u>(入学者の受入に関する方針) について</u> <u>は、別に定めたとおりである。</u>	第2 求める生徒像 <u>各学校が求める生徒像については、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)と協議の上、別に定める。</u>

- 4 p. 2 I 基本方針「第10 感染症対策のための対応」を削除した。

改訂後	改訂前
削除	第10 感染症対策のための対応 検査当日に、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に罹患している志願者への対応等については、別に定める。

### 特色化選抜の改訂点

- 5 p. 3 II 特色化選抜「事務日程」について、表中に「特色化選抜における欠席理由書」の欄を追加した。

- 6 p. 3 II 特色化選抜「第2 出願資格」2について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
2 出願資格における実績要件について不明な点がある場合、中学校長は新潟県教育庁高等学校教育課と協議すること。	2 出願資格における実績要件について不明な点がある場合や、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により実績要件に係る大会等が中止になった場合</u> 、中学校長は新潟県教育庁高等学校教育課と協議すること。

7 p. 5 II 特色化選抜「第7 入学者の選抜方法」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>3 本人に帰責されない身体・健康上の理由により、やむを得ず、面接等を受検できなかった志願者については、「特色化選抜における欠席理由書」(様式特3)を、令和7年2月12日(水)午後4時までに志願先高等学校長に提出した場合、「特色化選抜推薦書」、「調査書」を資料として、上記2による選抜の対象とする。</p> <p>4 志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等学校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。</p> <p>5 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会が別に高等学校長に指示する。</p>	<p>3 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会が別に高等学校長に指示する。</p>

一般選抜の改訂点

8 p. 9 III 一般選抜「第3 出願」6(4)について、次のとおり加筆した。

改訂後	改訂前
<p>6(4) (略)</p> <p>志願先高等学校長が志願者に配付する書類を送付するための封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、送付先中学校の所在地及びあて先を明記したもの。)を同封する。<u>なお、分校志願者の出願に必要な書類の提出先は、本校とする。</u></p>	<p>6(4) (略)</p> <p>志願先高等学校長が志願者に配付する書類を送付するための封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、送付先中学校の所在地及びあて先を明記したもの。)を同封する。</p>

9 p.15 III 一般選抜「第13 入学者の選抜方法」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>4 <u>志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等学校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。</u></p> <p>5 次の(1)、(2)のいずれかに該当する志願者は、選抜の対象としない。            (1) 学力検査の全教科を欠席した者(追検査の受検者を除く。)            (2) 学校独自検査を正当な理由なく欠席した者</p> <p>6 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示する。</p>	<p>4 次の(1)、(2)のいずれかに該当する志願者は、選抜の対象としない。            (1) 学力検査の全教科を欠席した者(追検査の受検者を除く。)            (2) 学校独自検査を正当な理由なく欠席した者</p> <p>5 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示する。</p>

10 p.16 III 一般選抜「第15 追検査」1について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>1 追検査の対象者  <u>本人に帰責されない身体・健康上の理由により、やむを得ず、学力検査(本検査)の全教科又は学校独自検査(本検査)、あるいはその両方を欠席した者。</u></p>	<p>1 追検査の対象者  <u>新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症への罹患や負傷など、やむを得ない事情により、学力検査(本検査)の全教科又は学校独自検査(本検査)、あるいはその両方を欠席した者。</u></p>

**欠員補充のための2次募集の改訂点**

11 p.18 IV 欠員補充のための2次募集「事務日程」について、表中に「欠員補充のための2次募集における欠席理由書」の欄を追加した。

- 12 p.21 IV 欠員補充のための2次募集「第11 入学者の選抜方法」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>3 <u>本人に帰責されない身体・健康上の理由により、やむを得ず、学力検査等を受検できなかった志願者については、「欠員補充のための2次募集における欠席理由書」(様式9)を、令和7年3月19日(水)午後4時までに志願先高等学校長に提出した場合、「調査書」を資料として、上記2による選抜の対象とする。</u></p> <p>4 <u>志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等学校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。</u></p> <p>5 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に高等学校長に指示する。</p>	<p>3 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に高等学校長に指示する。</p>

#### 海外帰国生徒等特別選抜の改訂点

- 13 p.26 V 海外帰国生徒等特別選抜「第13 入学者の選抜方法」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>3 <u>志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等学校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。</u></p> <p>4 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示する。</p>	<p>3 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示する。</p>

#### 通信制の課程の入学者選抜の改訂点

- 14 p.30 VI 通信制の課程の入学者選抜「第6 入学者の選抜方法」について、次のとおり改訂した。

改訂後	改訂前
<p>4 <u>志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等学校長は、この記載内容を参考とするが、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。</u></p>	

### 様式に関する改訂点

- 15 次の様式を新設した。
- p. 43 様式特3 「特色化選抜における欠席理由書」
  - p. 50 様式5 「自己申告書」
  - p. 54 様式9 「欠員補充のための2次募集における欠席理由書」

### その他の改訂点

- 16 p. 58 付表1 「学科の一覧表」について、「三条 理数」を追加した。